

労働、企業、消費の三者各々を代表する諮問官を
参加せしむる産業労働裁判所を新設す（一）。

四

一 産業協力委員会を設置し、労働、企業両者の自主
的努力にのみ放任する事なく、国家は団体協約
に依り紛議の最少化と産業平和を促進し、以て
労資の産業協力實現に努むべし

一 産業協力委員会は、主務大臣、地方長官、若しくは
の任命せる官吏を議長とし、労働、企業両者は、
数の委員を以て構成す。但し委員会は全国的並に